

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第21回） 議事要旨

1. 日時

令和5年8月8日（火）17時00分～18時37分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹村官房長、小笠原情報流通行政局長、山碕大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、山口同局放送技術課長、佐伯同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、岸同局国際放送推進室長、後白同局放送政策課企画官、細野同局放送政策課外資規制審査官、渡辺同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、平野同局地域放送推進室技術企画官、向井同局放送コンテンツ海外流通推進室長

（4）小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム

クロサカ タツヤ構成員

4. 議事要旨

（1）「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」からの報告

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム主査である伊東座長代理及び作業チーム事務局より、資料21-1及び21-2に基づき、説明が行われた。

（2）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【瀧構成員】

今回、御説明いただきまして、ありがとうございました。また、検討、いろいろと本当に細かいところまで御苦勞があったと思いますけれども、御努力に敬服いたします。

内容として、コスト構造を非常に丁寧に分析されたことは、これからの放送行政の全般を考える上でも非常に有益かと思っております。私自身、こういうコスト構造の議論を初めて拝見したというところではあるんですけども、コスト構造の問題と、変数に何を代入すればいいのかというので、変数の大小に課題が残っているような印象を受けていますので、そうであれば、様々な議論に応用可能な御議論だったのではないかなと思っている次第でございます。まずは、お疲れさまでございます。

やはり前段のほうの議論のあたりで、一部の放送を届ける費用が、どうしてももともとは高いですと。それをブロードバンドで代替するんですというところで、議論の一番の大きな前提となっている、恐らく一部の人たちに届ける費用が高いんだという議論が、最終的なアウトプットのときには、分かりやすく見えるようになってるのが大事なかなと思っております。内容の細かさというか、ディテールのところは特に問題ないかなと思うんですけども、ヘッドラインというか、大枠で議論をするときに、できるだけ分かりやすく、これからの放送をサステナブルに提供していくためにも、こういうコスト構造の変化が大事なんですとちゃんと伝えられるような広報を期待する次第でございます。

あとは、様々な意見が出ている中で、緊急地震速報の話がございました。これも、その対応を見ながら、これから詰めていくとのことでしたけれども、今、恐らく地震が来るときに、スマホを、まず、触りますよねみたいなところも含めて、地震の速報が、単にテレビだけが元になっている部分ではない部分もあると思っております。なので、テレビが災害時に果たす、恐らく地震が起きるときに、スマホが騒いだ後にテレビをつけるみたいなフローになると思うんですけども、それぞれの機能と、それと、危ないときにすぐに騒ぐ端末が手元のどれであるのかみたいなものを見ながら、役割分担を見ていかれるのがいいのかなと思っておりますし、当然スマートフォンが手元にない人に対して、どういう対応をするのかというところまで網羅されればいいのかと思いましたが次第でございます。

【林構成員】

伊東座長代理をはじめとして、関係の皆様には取りまとめをいただきまして、誠にありがとうございました。この間の御努力に敬意を表したいと思います。

いただいた御検討案につきまして、私から特に異存はないのですが、1点気になりましたのは、実際、こういったBB代替の配信プラットフォームなり、設備を構築するというときに、構築コストであるとか今後の運用コストを誰が担うのかというところが気になっておりまして、そのためのNHKと民放事業者等との合意形成をどういうふうに行っていくのかが気になっているのです。

けれども、その点は、もしかしたら今後の課題かもしれませんが、これまでどのような議論がなされたのか、御参考までに御教示いただければと思います。

【伊東座長代理】

コストの点に関しましては、事務局からお答えいただければと思いますが、今、林先生がおっしゃいました、誰が負担するのかというコスト負担の話にまで最初から入っていきますと、前に進められるものも進められなくなるのではないかという危惧もございまして、まずは、ブロードバンド代替をやったときに、どれだけの費用がトータルとしてかかるのかを明らかにしてから、その次にということになるのかなと私は理解しております。

【細野外資規制審査官】

伊東座長代理からのご発言のとおり、まず現状といたしましては、あえて議論をしていないという状況でございます。

この段階ではまずはコストの全体像を把握して、受容性などの部分につきまして、ブロードバンド代替の実現性を検討することを優先しているものでございます。

【奥構成員】

質問と、それからコメントを同時にさせていただきます。

今回の費用の算出は、配信する世帯数に依存していくというアーキテクチャでの差はありましたけれども、非常に参考になる数字を出していただいたのではないかと思います。

ユーザー側から見たいんですが、冒頭の何ページかにありましたけれども、やはりユーザーは、放送と同じようなサービスが受けられるならばいいよねと理解をしていると感じました。特に災害時や、今回の台風のような非常時においての様々なリスク回避の情報というのが必要だということは、アンケートのまま受け止めて良いと思えました。しかしながら、フタかぶせについての評価と録画機能についての評価については、今回の調査対象世帯数の方々にどのぐらい理解があった上での評価だったのかということが気になります。

例えばフタかぶせについてですが、現在ですと、たまたまですが、FIFAワールドカップ女子なでしこジャパンについては、NHKさんが最後、中継という形で国民の皆様に見ていただいているわけですが、これはNHKプラスでも見る事ができます。しかし、今、夏の高校野球は、これはNHKプラスではフタかぶせになっており、総合・Eテレでは配信されていません。朝から日中、夜の第4試合まで、かなりの時間フタかぶせになっています。これらは全てそれぞれのコンテンツの放

送・配信権に準拠して、配信できるものとできないものがあるということです。

もしこの実証事業が高校野球の時期に行われていれば、結果は違ってくるだろうと思います。長尺であるスポーツコンテンツの放送権利そのものに依存するわけで、放送と同じまま配信されるわけではない確率が高いことがどのぐらい調査対象者の方に理解いただいたのだろうかというところが気になるところです。

そういった意味では、BB代替のさらに代替としての、衛星放送での代替やケーブル代替との最終的な比較というときに、放送を放送なりのまま伝えられるという部分を、どの程度勘案して、費用を計算していくのかというのが大きな課題ではないかと思いました。

これに加えて、質問です。今回の資料21-1の20ページと21ページに、アーキテクチャでA案とB案があります。A案のほうは、東京と大阪にサーバーを置いて配信を行う。簡単に言うと、今の様々なユニキャストで行われているNHKプラスやTV e r的な配信の仕方だと理解をしました。この場合のフタかぶせの位置はどこにあるかということなんですが、恐らくそれぞれの放送局、NHKでいえばNHKプラスを出しているときに、ここは音を切る、ここは画を切る、ここは画と音を切るということ、配信側の放送局の本家本元のところでやって、プラットフォーム側に流せる情報を出すということ、一番左側の局舎側に恐らくあるだろうと理解をしました。

B案のほうですが、こちらは、それぞれのエリアで一旦オンエアされたものを、ユーザーと同じようにアンテナで受け取ってから配信することになるので、放送局側は、オンエア時にはフタかぶせなどのオンオフは、何もしないまま、放送なりで流していると理解をしました。この場合のフタかぶせは、資料に記載の通り、配信プラットフォーム側で行われます。この際、フタかぶせは誰がどの情報をもとに判断して行うのかということが気になります。先ほどの瀧さんのお話もありましたけども、運用コスト負担の主体がA案とB案では異なる点も気になります。その辺りを教えていただきたいというのが質問の一つ目です。

それから、もう1点、録画機能についてです。こちら、「できれば2週間以上、1カ月間見ればいいよね」という調査対象者のコメントになっています。しかし、現在各世帯で使っている、DVDハードディスクレコーダーや、外付けのハードディスクをつなぐことによって、配信しているかしていないか分からないものを、自分の随意に録画して、後からいつでも見られるということが、実はネット経由の配信の場合、BB代替の場合はままならないということ、しっかり説明ができていたのだろうかとの疑問を持ちます。その点についてお伺いしたいと思いました。

【細野外資規制審査官】

ご質問いただきありがとうございます。ご質問2点いただいたものと認識しております。

まずは、アーキテクチャの案に関して、どの段階でフタかぶせを想定しているかというご指摘だったと思います。21ページ、22ページ、ご覧をいただければと思います。あくまでも今回は案ということでご理解をいただければと思いますけれども、本案、例えばA案の中では、地域の放送局の段階で、まずはフタかぶせを検討していただくということにしております。したがって、この図で言いますと、左側、地域の放送局内で放送コンテンツを作成する段階で行う、ということで検討をしているものでございます。

一方、B案でございます。22ページでございますが、こちらのほうにつきましては、真ん中ぐらいに、「ふた／広告配信制御」という文字を書かせていただいておりますけれども、配信プラットフォーム側の中でフタかぶせをしていくということとして、こちらのほうの案を検討しているものでございます。

2点目でございます。ご質問は、実際の調査時点で、どのくらい視聴者の方々に事情を認識していただいた上でこのような結果になったのか、ということかと思っております。非常にお答えするのが難しいご質問ではございますが、まず、形式といたしましては、このような現行の「見逃し視聴」サービスの条件下で行っているアンケートであることを説明して、その状況のもとでご質問、回答いただいているものでございます。

したがって、どの程度皆様にご理解をいただいた上での結果か、というところがお答えしづらいところではあるのですが、一定程度のご認識を得た上でお答えいただいたものではないか、と理解をしている次第でございます。

【伊東座長代理】

被験者の方が見られる番組に、必ずフタかぶせが入っているかということで申しますと、入っていない場合もあったのではないかと思います（特に調査A）。そういったこともあるので、皆さんにフタかぶせというのはこういうことですよというのを、アンケート調査の際には図示しながら説明されたと伺っております。

ただ、少し別の件でございますが、今、奥構成員がおっしゃったように、実際に経験したかどうかによって評価が変わりうるという点につきましては、実は今回、経験がございました。調査Bにおいて、被験者が駅伝の中継番組の同時配信を見たときに、動きのある画面だったため画質がかなり低下し、走っている選手の名前等が画面に表示されているのですが、その文字がはっきりとは読めなかったというようなことがありました。結果として、調査Bは、世帯別調査である調査Aと比較して、総合的な受容性評価において「『少し違和感はあるが』受け入れられる」とした被験者の割合が大きくなったということもございました。いろいろな調査項目について、一定程度の経験をして

いただくということが重要だという点は、確かにそのとおりだと思っている次第でございます。

【三友座長】

ありがとうございます。権利の問題は、またこれとは別に考えていかなきゃならない課題であろうとは思っております。

【飯塚構成員】

本論ではなく恐縮なんですけれども、放送設備、基幹放送の設備に係る安全性、信頼性基準というものがあると理解しておりますが、今回、BB代替ということで、21ページと22ページにフローチャートをお示しいただいておりますが、配信プラットフォームを含めて、基幹放送設備の安全性、信頼性基準の対象になってくるという理解をしてよろしかったでしょうかという確認の質問になります。

【細野外資規制審査官】

御質問ありがとうございます。今、まだ2次取りまとめの段階でございまして、現状といたしましては、こちらのBB代替に関する品質・機能要件というものが、まだ明確に定まっているものではないです。今後こちらの議論が進んでいく中で、安全・信頼性といったところの議論もさらに進むものと思っております。

ただ今回の取りまとめでは、放送の安全・信頼性基準が直接適用になるわけではございませんけれども、品質・機能要件の中で項目を設ける、というような形になっております。こちらのほうは、より詳細なところを、取りまとめ本文の70ページに記載をしております。

【三友座長】

伊東座長代理をはじめとして、チームの皆様には本当に精力的に御検討いただきました。まだ最初の段階であろうとは思いますが、今後、内容の精緻化に向けて、一層御尽力を賜ればと思います。どうもありがとうございました。

(3) 放送の将来像と制度の在り方に関する論点整理

事務局より、資料21-3及び21-4に基づき、説明が行われた。

(4) 意見交換

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【瀧構成員】

それぞれコメントいたします。

まず、①の衛星放送のところについては、私も落合さんの表現と一緒に、4トラポンまで拡大してもいいのではないかと考えておりますというのが、まず、1つ目でございます。

ケーブルテレビのところは、大ざっぱな表現になりますけれども、競争に配慮しながら支援をしていくというスタンスを取ることが重要ではないかと捉えております。これは個別の構成員の皆様コメントの中にも、大きいところもあれば小さいところもあり、かつ地域によって、それが価格上、いろいろな意思をはらみ得るといふところもちゃんと踏まえながらの中であれば、20年間ぐらいの間で、ある程度、インフラをそもそも担ってきたという立場にも鑑みて、ちゃんと支援の目を当てるのが大事なんだと思っておりますので、その方向の意見に私は賛同したいと思っております。

放送大学の跡地の話については、これも平たいコメントなんですけど、ちゃんと総務省様のところで利用希望の調査をされた上で、利用希望が出ているのであれば、事業者の選定手続を適切に進めていくということが選択肢となると思っておりますので、賛同ということでございます。

3ページ、③の訂正放送のところは、以前申し上げたことと重複するのですが、制度自体があまり知られていないということが一番印象として持っております。かつ、人間が、人間じゃなくてもそうかもしれないですけども、番組というのは、必ず何らか事後的に見たときに訂正が必要な状況が起きるといふのは、これは、論理的には、それはもうなくなることはない状況なのかなと思っておりますので、そうであれば、具体的な請求手続を具体化すると。それについては、各放送事業者様に向けて、総務省さんから要請をされるということも考えるべきではないかなと思っております。私自身、訂正放送の制度自体、全然認識していなかったなというのもございますので、結構初歩的なところで認知されるというのが重要ではないかと思っております。

最後、ガバナンスのところは、るる私が常々申し上げているとおりで、最近、私も年鑑というのを1冊買わせていただいたんですけども、あれを自分で入力するのは大変だなとか、エクセルを見ながら思っていたところがございますので、何とぞ分析をされやすいという状況のフォーマットをつくるのが大事かなと思っておりますので、その辺りについての工夫をぜひ考えていただきたいと思っております。

また、地域情報の発信であったりとか、自ら社会貢献をどうしていくかというところについては、それぞれ何が正解かというのが、コーポレートガバナンスだとか、特に上場企業のガバナンスなどとは軸が違って見えるところもありますし、それぞれの創意工夫もあるんだと思っております。た

だ、それらがちゃんと比較されて、もしくはベストプラクティスが追求されてというような取組自体がちゃんと生まれていくことが大事だと思っていますので、その辺りについては、このような検討会においても、ちゃんとその進展を見守っていくことが大事なかなと思っています次第です。

【長田構成員】

今、瀧さんがいろいろお話くださって、完全に同じことを申し上げようと思っていました。

③の放送の真実性・信頼性の確保のところですが、瀧さんもおっしゃっていましたが、問題である、これは違うんじゃないのと思ったときに、我々、視聴者にどういう手段があるのかというのを、本当にみんな知らないと思いますので、まず、そのことをきちんと、総務省は率先して教えていただきたいと思っています。ホームページに記載がありますということだったんですけども、総務省のホームページ、普通の視聴者と比べれば見ているほうだと思いますが、その存在に気づくことができませんでしたので、やっぱりこういう仕組みがあるんだということを分かりやすく御説明をいただきたいと思っていますし、そういう仕組みを利用しつつ、訂正をしなければいけないようなときには、本当に分かりやすく、そして、放送の上でちゃんと訂正をしていくんだという考え方について、瀧さん、総務省からの要請という言葉が使われましたけれども、何かそういう仕組みを使って、放送事業者の皆さんに御協力をお願いしていくことがいいんじゃないかなと思っています。

【大谷構成員】

ありがとうございます。数々の論点を扱ってきて、これまでに議論がし尽くされてきたテーマも多いと思いますけれども、2点について、意見を申し上げたいと思います。

1つは3ページのところで取りまとめていただいた、左旋帯域についての地上波代替手段としての可能性を探るということについてです。既に、本日もブロードバンド代替についての実証実験の様子などを伝えていただき、放送の持続可能性のために、地上波の届かないところ場所への届け方について、コストを圧縮しつつ届け方の可能性を探っていただいているところ、左旋帯域の活用は放送として提供ができるという点で、非常に魅力的な方法の1つではないかと思います。受信者にとっての受容性であるとか、それから、導入・維持のためのコスト、そしてまた、事業者としての導入可能性といった様々なステークホルダーのそれぞれにとって、左旋帯域の可能性について、どのような負担と、それから、魅力があるのかといったことについて、深掘りするための、より専門的な検討を開始する必要があるのではないかと思います。

ケーブルテレビについてももちろん可能性がありますが、ブロードバンド代替というのも、かな

り現実的な可能性として詳細な議論が進んできているところですが、それぞれの特性を生かして、より使いやすい仕組みを地域住民に選んでいただけるよう情報を整えていく中で、衛星放送についても考えていく必要があると思っております。

それから、もう1点、訂正放送についてでございます。訂正放送につきましては、放送事業者が放送の信頼性といったものをよりアピールするためにも、より認識を高めて、視聴者にアピールすべきものだと思います。何が訂正放送としてなされたのかという事例については、過去の事例に限らず、これから訂正放送がなされていくものも含めて、できるだけ透明性高く、放送事業者が自ら、視聴者に真実性への取組を伝えるためのツールとして、どのように活用していくのかという経営判断に基づき、訂正放送の伝え方を検討していただく必要があると思っております。

その中で、以前に発言したと思っておりますけれども、事例集のようなものですか、そういったものを共有することによって、いったん間違った放送がなされたとしても、その情報は訂正されて、信頼性獲得のために放送事業者が自ら努力されている姿をまとめて伝えることについては、それは総務省で担ってもよい部分ではないかと思っております。

【伊東座長代理】

本日の論点①の衛星放送に関するコメントでございます。

四半世紀以上、時間を遡ることになりますが、CSデジタル放送の黎明期には、3つのプラットフォームが設立されました。すなわち、パーフェクTV、ディレクTV、それとJスカイBの3社です。1996年にパーフェクTVが商用放送を開始し、翌年にはディレクTVも放送を開始しましたが、JスカイBは、サービス開始前にパーフェクTVと合併し、現在のスカパーが誕生したということかと存じます。その後、放送開始から3年もたたずにディレクTVが放送を終了したことから、CSデジタル放送のプラットフォームはスカパーのみとなりました。

当時のスカパーとディレクTVでは、同じ番組を両者で放送する例が幾つも見られたように思います。そのようなことから、プラットフォームはいずれ淘汰され、1社になるだろうと想像した関係者は少なくなかったのではないかと推察いたしております。ただし、これは20世紀末の、まだ日本に活気があった時代のことであります。人口減少、少子高齢化がかなりのスピードで進行する現在の我が国においては、競争と協調の適切な選択が、従来以上に重要になってきているのではないかと感じております。

競争のない社会に発展はないというのはそのとおりですが、無駄な競争は体力を消耗するだけであり、可能な限り、避ける必要があるように思われます。周波数割当て等の観点から、BSとCSという2つの制度に分かれてはおりますが、衛星放送という1つの放送メディアとして捉え、そ

のサービスがシュリンクしないように、今後のプラットフォームや伝送媒体の在り方について、地に足のついた検討を進める必要があると改めて感じている昨今でございます。

【落合構成員】

どうもありがとうございます。それぞれ取りまとめが進んでおりまして、事務局に、精力的に取りまとめしていただいていることに、まず、感謝申し上げます。その上で、幾つかそれぞれの論点について、コメントをさせていただければと思います。

まず、資料の1ページの衛星、ケーブルテレビ関係です。1つが、衛星ですとかケーブルといった専門的な分野につきましては、今後、さらにまた具体的な対応を検討していくに当たって、集中的な議論が必要である一方、必ずしも、こういった個別の分野について、親会の構成員だけで全てを議論するのがよいのかどうかはあろうかと思っておりますので、こういった専門的な分野について、しっかり検討を進めることについては、別途、会議体を設けるなどして進めていただくことがいいのではないかと思います。

次に、特にケーブルテレビの関係ですが、ケーブルテレビの中では、どうしても業態や規模がかなり大きく異なる部分があろうかと思っております。ローカル局よりも非常に大きいようなケーブルテレビもあれば、むしろ極めて小規模で地域密着というか、かなり小規模に事業をされている場合まであり、一律に同じように見ていくことがなかなか難しい部分があろうかと思っております。特に大規模な事業者などについて、社会環境の中で、放送に関する社会的な基盤を担っていただいていると評価していくことは大事であり、そういった部分について、政策的対応をしっかり行っていくことは大事です。一方で、特に小規模な事業者に負荷がかかってしまうことで事業継続が難しくなるような形は避けてるべきであらうと思っております。こういった点を考慮しながら、今後、議論を進めていただきたいと思っております。

続きまして、放送の周波数の有効利用、3ページの点です。この点については、非常に貴重な電波資源でもありますし、先ほど瀧構成員もおっしゃられておりましたが、できるだけ有効利用を行えるようにしていくことを、早急に行っていくことが大事ではないかと思います。そういった意味では、ニーズ調査をしっかり行っていくことが大事と思っておりますし、速やかに進めていただくことが必要ではないかと思います。また、利用を行う者の選定についても適切に行っていただくことが大事ではないかと思います。

さらに、次の放送の真実性・信頼性の確保という部分についてですが、訂正放送については、真実性・信頼性確保に当たって重要ということは何度か申し上げてきたところでもあります。具体的に実効性確保を考えていったときに、ガイドラインということもあり得ると思っておりますが、一方で、今

後、免許更新のタイミングもあると思いますので、こういったタイミングなどに、総務省から適切に実施をしていただくように要請をしていくことも対応としてあり得るのではないかと思います。いずれにしても、複数の手段を考え得る中で、できるだけ実効性があるような形で、総務省、放送事業者が訂正放送の利用に取り組んでいただき、さらに、最終的には制度の利用者側になり得る方々にとって、制度が分かりやすく説明される形が望まれると思います。

最後に、情報開示の在り方、5ページの箇所についてです。コーポレートガバナンスの点については、規制改革推進会議からもお願いをしている内容でありまして、この点について、それを踏まえて議論を進めていただいていることについて、感謝申し上げたいと思います。この論点については、最終的には、2ポツで書いていただいているかと思いますが、地域の文化、産業や民主主義の基盤としての役割を果たしていただくことは、ぜひ続けていただきたいという最大の目標もあります。いわゆる守りの施策も含めて、ほとんどの施策の最終目的というのは、この点にあるのではないかと思います。そういった意味では、コーポレートガバナンスとして、情報開示を見やすくしていくこともありますが、情報発信をどういう形でローカル情報について行っていただいているのかです。別に量を必ずしも取るわけではないと思いますが、質なのか、何らかの形で、できる限り向上するような取組を継続していただいていることが分かる形で情報発信をしていただくことを、ぜひ各事業者をお願いをしたいと思います。この点について、ローカル情報の発信について、質、量なども含めて何らかの社会的な評価をなし得るための情報開示をしっかり行っていただくことをお願いできればと思います。特に、こういう中で努力をしている事業者の方々が、分かるような形になるべくしていくことで、より努力をしていることが目に見えて評価をされる形をできる限り追求していただきたいので、そういった観点で、ぜひ取りまとめの中でも御検討いただければと思います。

【飯倉放送政策課長】

いただきました御意見を踏まえて取りまとめを作成してまいりたいと思いますが、いただいたコメント等を踏まえますと、1つ目の衛星放送でありましたら、先ほど申し上げたトラポンの上限につきまして、衛星放送事業者、一般の衛星放送事業者である4.0ということで御異論なさそうですので、その方向で記載を進めていきたいと思います。

ケーブルテレビの関係であります。こちらは何人かの構成員の方々からお話いただきましたが、特にケーブルテレビ事業者の規模ですとか、社会的な役割、結構ばらつきがあると思いますので、そういったものも踏まえて、かつ、親会だけではなくて、集中的に議論する場という御意見もございましたので、そういったことも踏まえて議論していきたいと思います。取りまとめの方向性として書かせていただきたいと思います。

そして、衛星放送につきましては、伊東座長代理からも非常に貴重なコメントをいただいたと思っております。こちら、衛星放送のインフラにつきましては、タスクフォースで議論をしているところではありますので、タスクフォースか親会のいずれかにいただいたことも踏まえまして、取りまとめをしていきたいと思っております。

そして、次の2つ目の論点、周波数の有効利用であります。こちら、放送大学の跡地につきましては、落合構成員と瀧構成員から手続を進めていこうという御意見があったかと思っております。こちら御異論ないところかなと思っておりますので、そういったところを踏まえまして、取りまとめの記載を進めていきたいと思っております。

左旋につきましては、大谷構成員からコメントいただきました。やはり放送だということで、メリットというものもあるかと思っております。他の手段との比較も含めまして、検討を進めていくことができればと思っております。

そして、3つ目の放送の真実性のところ、こちら幾つかの手段を本日も提示いただいたかなと思っております。総務省として周知をしていくこと、そして、いい事例というものを利用者に対して示していくということ、そして、具体的な手続について、ちゃんとやってくださいということ、放送事業者をお願いをしていくということ、こういったところの御意見をいただいたと思っております。この辺り、取りまとめに向けて記載をしていきたいと思っております。

そして、最後の情報開示のところにつきましても、特に落合構成員からお話いただいたと思っております。こちら最終的な取りまとめに向けて、記載ぶりは落合構成員と相談しながら書かせていただきたいと思っておりますが、特に瀧構成員もおっしゃっていたように、通常の上場会社とは違うところもありますので、その辺りの放送事業者、社会的な役割を踏まえた放送会社としての情報開示といったものの概念整理ができていけばいいかなと思っております。

【飯塚構成員】

御説明ありがとうございます。繰り返しになりますが、①につきましては、今回の議論で、規制緩和の流れというのがありますので、上限につきまして、4トラポンと同じにすることに対しては適切であると考えております。

それから、ケーブルテレビの社会的な役割が高まってきているという観点ですけれども、こちら、4番目に関連してくるかもしれませんけれども、例えば災害時における災害情報の伝達者としての役割というのは、ケーブルテレビであれ、地上波のローカル局であれ、また、それらの事業規模の大小の差があったとしても、全てに共通した果たすべき役割があるということには変わりはないと理解しておりますので、地域情報の発信、ないし伝達という観点に着目しますと、各地域におけるケ

ケーブルテレビと地上波、ローカル局が相互に連携、ないし補完していくような仕組みというのを各地域の実情に合わせてつくっていくということも、場合によっては必要になってくるのではないかなと思われまます。

②につきまして、衛星の観点ですけれども、ブロードバンドやケーブルテレビでは届かないエリアを補完するというので、地上波を代替する手段として衛星の左旋を活用するというのは極めて有用であると思えますし、ブロードバンドに比べれば回線の輻輳がないですとか、通信回線コストの利用者負担がないといったこと、また、放送としての著作権処理で伝送可能といったメリットもあると考えられます。また、災害時にはチャンネル開放することによって、地域住民の安全安心に貢献するということもできると思われまます。しかしながら、左旋の帯域を受信するためには、左旋に対応した受信機などの環境を整えることが必要であると考えられますので、受信環境をどのように整備していくのかということを検討していく必要があるのかもしれない。

それから、④ですけれども、前回でもお話ししたかと思えますが、アメリカにおいては、公共の利益に資するというを条件に、公共の電波を使用ということが認められているわけです。国民の共有財産である電波を使用するということは、公共の利益に資する責務を負うということであるということを踏まえますと、情報開示をして透明性を高めて国民への説明責任を果たすということは当然の義務であると考えられます。前回もコメントさせていただきましたが、アメリカの放送局というのは公益義務ファイルというものを規制当局に提出しまして、広くウェブサイトで公開されるようになっています。このファイルに記載すべき項目には、資本関係、雇用機会均等、一般からの苦情といった情報から、政治、子供向け、地元コミュニティーなどに関連した番組についての情報などが含まれています。なお、こうした情報というのは、公益的な義務を放送局が果たしていますという、あくまでも放送局の国民への説明責任というものであって、こうした情報を基に規制当局が何らかの価値判断を行うといったものではないということを最後に付け加えさせていただきます。

【林構成員】

各論点につきまして、既に私自身の意見はこれまで申し上げたとおりですので、ここで繰り返すことはいたしませんし、また、ここで挙げられている方向性についても異存ございません。先ほど飯倉課長がおっしゃった点についても賛同いたします。

1点、蛇足ながら総論的に申し上げますと、ここで挙げられている論点というのは、いわゆる法改正事項とそうでない事項、あるいは、そうすべきでない事項というのが混在しているように思えます。ここで法改正云々というときは下位法令を含めてですけれども、例えば、③、④といった論

点、これは法改正にはなじまないと思います。他方、ここで挙げられている、①や②というのは、こういった方向性になった場合には、それを制度に落とし込む場合には法改正が必要になってこようかと思います。

これは公共放送ワーキングの議論もそうですが、そこで議論となっている論点もそうですけれども、全般的に放送法等でしっかり書き込んでいくべきところと、逆に法律には細かく書き込むべきではないというところを意識しながら、最終取りまとめに向けて意識していただけるとありがたいと思います。

【奥構成員】

私も過去何度かコメントしておりますので、ただいまの取りまとめ案資料については賛同いたします。進めていただければと思います。

1件、地上波放送の放送高度化に関連してコメントさせていただきます。前回会合において、6MHzの帯域幅に4Kを載せる規格について伺いました。地上波での4K化は、地デジ化と同様に必ず行うというわけではないということで、言い換えると少し時間的に余裕がある議論の部分だろうと思います。

諸外国の放送規格は、欧州はDVB-T、日本はISDB-T、北米ではATSCと言われております。北米と日本は、放送と通信の融合・連携をコンセプトとして進めてきたと理解をしております。その動きの延長上が、北米でのATSC3.0ということで、これはかなり普及に課題があると伺っています。日本における議論もそうですが、両国ともに放送通信融合・連携を意図しています。

しかしながら、欧州ではDVB-NIP、DVBネイティブIPという規格があると聞いております。この規格は、放送をネイティブIPに持っていくんだというかなり大きな建付けとコンセプトが特徴です。電波をインターネット網の一部として捉える、インターネット網が前提にあって、その一翼を電波が担うんだという考え方に従って、次世代放送を実現するというコンセプトだと聞いております。

今回議論している、目の前の議論として、NHKをどうするかも含めて放送法の改正にフォーカスが当たっています。しかし先々を考えると、こういった考え方も参考になるのではないのでしょうか。日本の放送の今後を考えるにあたり、少し視野を広げて、諸外国の事例についても充分参照し、比較的時間的スパンを大きめに取って議論の中に取り込んでいけるのではないかと思います。

【三友座長】

ありがとうございました。ただいま情報を御提供いただきました欧州の動向につきましては、私はすみません、存じ上げなかったんですけれども、大変重要な方向の1つかと思います。また、事務局におかれては、ぜひ奥構成員からも情報をいただきながら、もし可能であれば、今の内容につきまして、また、改めて情報をいただければと思います。

おっしゃるとおりで、目先のことだけじゃなくて、もう少し長いスパンで見なければいけないというのは、本当におっしゃるとおりだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【飯倉放送政策課長】

最後の奥構成員からのお話、欧州のDVBの動き、こちらは非常に興味を持って見ているところですが、事務局もしくはそういったことをもう少し詳しくお話しいただける方のどちらかからプレゼンテーションをお願いできればと思っております。また調整したいと思っております。

林先生からも法改正につながることに、そうでないものとの仕分けをきっちりというお話をいただきました。ありがとうございました。①のマス排についても省令でできるかと思っております。①のケーブル関係は、役割の話になってくると、もしかすると法律が絡むかなとは思いますが、そういったことも含めて、少しじっくり検討していかないといけないと思いました。②につきましても、手続をするということ自体は、恐らく法律とは絡まないと思います。その辺りはじっくりと検証していきたいなと思います。③、④に関しましては、おっしゃるとおり、法律には絡んでこないかなと思いました。

飯塚構成員の話も、特に情報開示の在り方を中心に、非常に有意義なお話いただきまして、ありがとうございます。取りまとめに当たりまして、十分踏まえて記載をさせていただければと思います。

【三友座長】

最後に私から、1点、5ページの丸ポツの2番目、放送事業者は地域の文化、産業や民主主義の基盤としての役割を果たしているという、このことがこの検討会の出発点でございますので、取りまとめにおきましても、ぜひこの点を留意していただければと思います。

議題は以上となりますけれども、本日の議論を踏まえて、事務局におきましては、取りまとめ案を作成していただきたいと思っております。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。本日の御議論を踏まえまして、取りまとめ案の作成に着手したいと思っ

ております。

(5) 閉会

事務局より、第22回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。

(以上)